

福島復興風力株式会社「（仮称）阿武隈風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年2月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）阿武隈風力発電事業環境影響評価準備書」について、福島復興風力株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県田村市、双葉郡川内村、大熊町、浪江町、葛尾村
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出力 : 最大234,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成28年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 8月18日
住民意見の概要等受理	平成28年10月27日
福島県知事意見受理	平成28年12月28日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 2月13日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 5月31日
住民意見の概要等受理	平成29年 6月21日
福島県知事意見受理	平成29年11月 2日
環境大臣意見受理	平成29年12月22日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 2月21日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、岡田
電話:03-3501-1742(直通)

福島復興風力株式会社「（仮称）阿武隈風力発電事業環境影響評価
準備書」に対する勧告について

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（1）関係機関等との連携及び住民への説明

対象事業実施区域の周辺には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難していた住民の帰還が進むなど、まさに復興の途上である市町村が存在する。したがって、本事業の実施による環境影響等が住民帰還等の支障とならないよう、その環境影響の程度や環境保全措置の内容等について、関係する地方公共団体や地域住民等へ説明するとともに、意見聴取等の機会を十分に確保した上で、事業を進めること。なお、避難中の住民への説明・意見聴取等については、関係する地方公共団体と十分に連携・協議の上、実施すること。

また、福島県内においては、国等による除染事業や中間貯蔵施設事業等の大規模事業が行われているため、工事の実施に際しては、国等の関係機関と十分に協議・調整を行った上で、事業を進めること。

（2）評価書の作成について

本事業者は、本事業に係る「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第59号）による改正の施行前の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第6条の規定に基づく設備認定を受けているが、本準備書に記載する総出力は、当該設備認定を受けた総出力を大幅に上回っている。また、本準備書においては、本事業により伐採を予定する樹木の範囲や、発生する伐採木及び残土の数量についての記載が十分でない。

環境影響評価に当たっては、想定され得る最大の環境影響を念頭に調査、予測及び評価すべき面もあるが、的確な環境保全措置の実施のためには、可能な限り実態に即し、かつ、具体的な内容を記した図書を作成することが重要である。したがって、評価書の作成に当たっては、極力実態に即した具体的な内容にて、調査、予測及び評価並びにそれに基づく環境保全措置等を検討し、それらを適切に記載すること。

(3) 事後調査について

- ① 2.(1)②、(2)②、(4)、(7)に基づき、事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(4) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺には、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、騒音、風車の影、鳥類及び景観等について累積的な影響が懸念されており、本事業の承継元である「(仮称)福島阿武隈風力発電構想」の計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見及び経済産業大臣意見においては、「今後、複数の事業に分割されることが想定されており、また、周辺において他事業者による複数の風力発電所が設置済み又は環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。このため、事業者は引き続き協働して累積的な影響について適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。」とされているが、他事業の計画の熟度が低いこと等から、本準備書においては、累積的な影響が考慮されておらず、予測及び評価等がされていない。このため、今後、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、以下の措置を講ずること。

- ① 評価書の作成までに、住居に近接する風力発電設備の配置・基数の詳細な検討を行うとともに、低騒音型の風力発電施設の採用、防振シートの設置及び稼働調整又は停止等の環境保全措置を検討すること。それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、

必要な環境保全措置を講ずること。

- ②適切に事後調査を実施し、その結果、影響が回避又は十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働調整又は停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影の影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、以下の措置を講ずること。

- ① 評価書の作成までに、風力発電設備の配置・基数及び機種の詳細な検討を行うとともに、影響が懸念される気象条件、季節及び時間帯には一部の風力発電設備の稼働を停止すること等の環境保全措置を検討すること。それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。
- ② 適切に事後調査を実施し、その結果、影響が回避又は十分に低減できていないと判断された場合には、稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 水環境に対する影響

対象事業実施区域の北部は広く水源かん養保安林に指定されている。また、対象事業実施区域の周辺では生活用水や農業用水等として、地下水や表流水を利用していることから、工事中の排水及び土砂流出による水環境に対する影響が懸念されるが、本準備書では、対象事業実施区域及びその周辺における簡易水道や農業用水の取水地点について記載がされていない。

このため、速やかに対象事業実施区域及びその周辺における地下水及び表流水の利用状況の把握に努めること。また、事業実施区域からの排水機構を十分に検討し、水環境に対する影響について適切に予測及び評価を実施し、その結果に応じて、沈砂池の配置・規模等を検討し、必要な環境保全措置を講ずること。

(4) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺においては、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、当該区域周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、本事業による重要な鳥類等に対する影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類等の重要な鳥類に対する重大な影響が認めら

れた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、傷病個体の救命及び関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(5) 景観に対する影響

対象事業実施区域の一部は、阿武隈高原中部県立自然公園の特別地域を含んでおり、高瀬川等の景観資源や手倉山等の眺望点が存在することから、眺望景観に対する重大な影響が懸念される。また、本事業は南北約 20km にわたり、尾根上に風力発電設備を設置するものであることから、周辺地域の主要な眺望点からの景観に影響を及ぼすおそれがある。しかしながら、本準備書においては、影響の予測される主要な眺望点が十分記載されていない。

このため、阿武隈高原中部県立自然公園の特別地域における風力発電設備の設置を回避した上で、評価書の作成までに、必要に応じて、主要な眺望点を追加的に抽出し、特に景観への影響が懸念される眺望点や景観資源については、複数パターンのモニタージュ写真を作成し、その結果を踏まえて、風力発電設備の機種・基数の調整等を更に詳細に検討すること。

(6) 発生土等

本準備書によれば、本事業の実施に伴う放射性物質に汚染された発生土や伐採木等（以下「発生土等」という。）は、本事業等の中で全て再利用を行うことで対象事業実施区域内から廃棄物や残土を搬出しない計画となっている。しかし、全ての発生土等の再利用を完了するまでには、比較的長期間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

①発生抑制の徹底

工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制すること。

②仮置場の選定

発生土等を一時的に仮置きする仮置場の設置場所については、土砂流出等があった場合に近傍河川等に影響を与えるおそれがある場所等を回避すること。

③発生土等の運搬

発生土等を仮置場等へ運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環

境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。

④仮置場の管理

発生土等の管理について、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他周辺環境に影響を及ぼさないよう、仮置場ごとに管理計画を作成した上で、適切に管理すること。

⑤発生土等の処分

全ての発生土等の再利用が実現せず、一部を廃棄物として処分する場合には、それらの放射性物質濃度を確認するとともに、関係機関と調整した上で、適切な方法で、搬出、運搬及び処分等を実施すること。

(7) 放射線の量

対象事業実施区域及びその周辺においては、空間線量率が比較的高い区域が存在することから、工事の実施に伴う粉じんや濁水による放射性物質の飛散・流出が懸念される。

このため、敷地境界や住居以外の生活圏等を十分考慮した代表的な測定地点において工事実施前の空間線量率の測定・把握を行うこと。

また、事後調査においては、同様の地点において空間線量率を測定し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。